

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

弘前市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする

2 促進計画の目標

1. 中央区域

(1) 現況

本区域は、弘前城跡を中心に南部台地及び東部低地に拡大した市街地とそれを取り囲むように、水田、りんご園を中心とした都市近郊型優良地が広がっている。今後とも地域農業の維持・発展を図るために、農業施設の適切な保全管理をすることが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する取組について関心が高まっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本区域全域において地域住民と協力して、農地の適切な維持管理をするために草刈や泥上げなどを行うこと、また、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 北部区域

(1) 現況

本区域は、岩木川左岸の平坦地と岩木山麓の台地及び丘陵地からなり、良好な水田地帯及び樹園地帯を形成している。今後とも地域農業の維持・発展を図るために、農業施設の適切な保全管理をすることが必要である。この区域の一部は、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する取組について関心が高まっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本区域全域において地域住民と協力して、農地の適切な維持管理をするために草刈や泥上げなどを行うこと、また、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 南部区域

(1) 現況

本区域は、台地及び丘陵地を中心に、平川左岸の平坦地の一部と秋田県境の山岳部を含み、生産性の高い樹園地地帯と水田地帯を形成している。市の森林の70%が集中している地域であり、一部は水源かん養保安林の指定を受けて、自然環境の保全など公益的機能を発揮している。今後とも地域農業の維持・発展を図るために、農業施設の適切な保全管理をすることが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する取組について関心が高まっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本区域全域において地域住民と協力して、農地の適切な維持管理をするために草刈や泥上げなどを行うこと、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、また、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 東目屋区域

(1) 現況

本区域は、岩木川上流部の河川台地に沿って集落が点在する農村地域である。樹園地を中心とした優良農地を形成している。今後とも地域農業の維持・発展を図るために、農業施設の適切な保全管理をすることが必要である。傾斜地が多い立地特性から、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する取組について関心が高まっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本区域では、本地域全般において地元住民と協力して、農地の適切な維持管理をするために草刈や泥上げなどを行うこと、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、また、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 岩木区域

(1) 現況

本区域は、岩木川中流に位置し、西部には、岩木山がそびえ、その山麓一帯は、傾斜地が扇状に広がるなどの立地特性から、平坦地は水田地帯、傾斜地はりんごを中心とした畑作地帯となっている。今後とも地域農業の維持・発展を図るために、農業施設の適切な保全管理をすることが必要である。この区域の一部は特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する取組について関心が高まっている。

る。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本区域全域において地域住民と協力して、農地の適切な維持管理をするために草刈や泥上げなどを行うこと、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 相馬区域

(1) 現況

本区域は、岩木川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性があり、りんごを中心とした畑作地域である。今後とも地域農業の維持・発展を図るために、農業施設の適切な保全管理をすることが必要である。この区域は、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する取組について関心が高まっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本区域全域において地域住民と協力して、農地の適切な維持管理をするために草刈や泥上げなどを行うこと、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6号第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能はKK促進事業に関する事項

	実施を促進する区域	実施を推進する事業
①	中央区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同行第2号に掲げる事業及び同行第3号に掲げる事業
②	北部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同行第2号に掲げる事業及び同行第3号に掲げる事業
③	南部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同行第2号に掲げる事業及び同行第3号に掲げる事業
④	東目屋区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同行第2号に掲げる事業及び同行第3号に掲げる事業
⑤	岩木区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同行第2号に掲げる事業及び同行第3号に掲げる事業
⑥	相馬区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同行第2号に掲げる事業及び同行第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第2項第2号に（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- ① 国が定めた地域 船沢地区（旧船沢村）、旧相馬村（全域）、
五代地区（旧岩木村）、宮地地区（旧岩木村）、
新岡地区（旧岩木村）、葛原地区（旧岩木村）、
新法師地区（旧岩木村）、百沢地区（旧岩木村）、
高岡地区（旧岩木村）、上弥生地区（旧岩木村）、
② 県特認地域 堀野地区（旧堀野村）、東目屋地区（旧東目屋村）、
清水地区（旧清水村）、千年地区（旧千年村）、
石川地区（旧石川町）、大久保地区（旧駒越村）、
如来瀬地区（旧駒越村）、兼平地区（旧駒越村）、
八幡地区（旧大浦村）、愛宕地区（旧大浦村）

イ 対象農用地

- ① 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該
主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- ② 自然条件により小区画・不整形な田
- ③ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70 %以上の地域の草地
- ④ 市長の判断によるもの
緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地 8 度以上 15 度未満
勾配は、団地の主傾斜により地域指定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、
当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合は交付金の対象とする。
- ⑤ 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う
者とする。

- ア) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第 3 セクター等を含む。）を
対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等
にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。
農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生
産活動等を行う者との調整を行う。
- イ) 農業従事者一人当たりの所得が青森県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上
回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限
面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が個別協定については対象とする。ただし、当
該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において
中核的なリーダーとしての役割を果たす扱い手として集落協定で指定された者であつ
て、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支

払いの対象とする。

ウ) 認定農業者に準ずる者とは、弘前市水田農業ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

農業生産条件の強化に必要な工種

農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項の農業生産条件の強化に必要な工種は下表のとおりとする。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理>畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土、土壤改良材の投入 <暗渠排水>弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設・拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装